

「食品中の放射性物質検査」のご案内

平成23年
7月1日より
検査開始して
おります

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故は、日本国内はもとより世界中を震撼させる事態となりました。

当協会では食品中の放射性物質の検査の必要があるとの考えから、「食品中の放射性物質検査」を受託できる環境を整え、平成23年7月1日より検査を開始しております。

検査対象品	食品等（加工食品、飲料水、農産物、畜水産物など） ※上記以外の場合はご相談下さい。
検査品の必要量	2リットル以上（密充てん状態） ※液体は2リットル 目安として水に沈む食品は3kg、水に浮く食品は2kg （輸送時に破損しないよう梱包のうえご送付下さい。）
検査項目	セシウム134 (^{134}Cs) 及びセシウム137 (^{137}Cs) （ご希望によりヨウ素131 (^{131}I)を報告いたします）
定量下限	5～50 Bq/kg（検出限界1～10 Bq/kg）
検査方法	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
検査手数料	会員9,450円（税込）～ 一般18,900円（税込）～ （定量下限により異なります）
検査依頼書	(社)福島県食品衛生協会（TEL 024-521-4310） へご連絡下さい。依頼書をお送りします。
検査品送付先	〒194-0035 東京都町田市忠生2丁目5番47 社団法人日本食品衛生協会 食品衛生研究所 検査事業部（TEL 042-789-0211） ※検査受託状況により受付日を調整させていただくことが ございますので、事前にご連絡をお願いいたします。 ※検査品と検査依頼書とともに宅配便にてお送り下さい。 （送料は会員様にご負担をお願いいたします。）
検査後について	検査後は検査品を返却させていただきます。 （送料は当研究所で負担いたします。）

(社)福島県食品衛生協会

〒960-8105 福島県福島市仲間町10-1 電話024-521-4310 FAX024-523-5674

(社)日本食品衛生協会 食品衛生研究所

〒194-0035 東京都町田市忠生2-5-47 電話042-789-0211 FAX042-789-0355

※チェルノブイリ事故の際、国の委託を受けて放射能試験を行った実績のある機関です。

厚生労働省による 食品中の放射性物質検査に係わる基準値の設定について

(平成24年1月20日 厚生労働省医薬食品局食品安全部 平成23年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)説明資料より)

基準値の見直しの内容

■放射性セシウムの暫定規制値

飲料水	200ベクレル/kg
牛乳・乳製品	200ベクレル/kg
野菜類	500ベクレル/kg
穀類	500ベクレル/kg
肉・卵・魚・その他	500ベクレル/kg

*放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

■放射能セシウムの新基準値

飲料水	10ベクレル/kg
牛乳	50ベクレル/kg
乳児用食品	50ベクレル/kg
一般食品	100ベクレル/kg

*放射性ストロンチウム等を含めて基準値を設定

*新基準値は平成24年4月施行予定。
一部品目について経過措置を設定